

「株式等振替決済口座管理約款」の新旧対照表

(下線部は変更部分)

旧	新
(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出) 第 8 条 (省略) 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知 (以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。)</u> 又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 (新 設) (新 設) (新 設) (個別株主通知の取扱い) 第 22 条 (省略) (新 設)	(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出) 第 8 条 (現行どおり) 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、<u>次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u> (1) <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知 (以下第 26 条において「総株主通知等」といいます。)</u> (2) <u>個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知</u> (3) <u>株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求 (第 22 条第 2 項に規定する書面交付請求をいいます。)</u> (個別株主通知の取扱い) 第 22 条 (現行どおり) 2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、<u>発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。</u> 3 前 2 項の場合は、<u>所定の手続料をいただきます。</u> 2022 年 9 月 1 日改定